事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人	
特例事業相続人等	

この計算書は、相続税の修正申告において、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

1　事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
① 特例事業相続人等の第８の６表の付表１・付表２（２の２）のＡ欄の合計額	円	円	円
② 特例事業相続人等に係る特定債務額（その者の第８の６表の付表４のＢ）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は０）	,000	,000	,000
④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例事業相続人等以外の者の修正申告書第１表の⑥欄（又は修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑤ 基礎控除額（第２表の㋩欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋④－⑤）	,000	,000	,000

(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑦ 法定相続人の氏名	⑧ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑨法定相続分に応ずる取得金額（⑥×⑧）	⑩相続税の総額の基礎となる税額（第２表の「速算表」で計算します。）
		円 ,000	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑪相続税の総額（⑩の合計額）	00

（注）１　④欄の「修正申告書第１表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第３表・第８表２の１の⑥欄」の金額となります。
２　⑦及び⑧欄は第２表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2　事業用資産納税猶予税額の計算

区分	㋑ 修正前の課税額	㋺ 修正申告額	㋩ 修正する額（㋺－㋑）
①（特例事業相続人等の修正申告書第１表の（⑱＋⑳－⑫））の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額（１の⑪×１の③／１の（③＋④））			
③ 特定価額に基づき相続税額の２割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a （②＋③－特例事業相続人等の修正申告書第１表の⑫）の金額（赤字の場合は０）			
b 特例事業相続人等の修正申告書第１表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第１表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑫））（赤字の場合は０）			
④ （①＋a－b）の金額（赤字の場合は０）			
⑤ 事業用資産納税猶予税額（（a－④）の金額）（赤字の場合は０）（注２参照）	A 00	A 00	00

（注）１　b欄の算式中の「修正申告書第１表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の６第１項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第１表の⑩」の金額とします。
２　⑤欄のＡ欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第８の８表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のＡ欄の金額によらず、修正申告書第８の７表の㉔欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第８の８表の「事業用資産納税猶予税額⑦」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認			